

第 5 2 号議案

亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

別表中

「1 8 リットルにつき 2 1 0 円
（1 8 リットル未満は 1 8 リットルとみなす。）」を
「1 リットルにつき 1 5 円」に、
「指定ごみ袋
 中型（3 0 リットル） 1 枚につき 3 0 円」を
「指定ごみ袋
 中型（3 0 リットル） 1 枚につき 3 0 円
 小型（1 5 リットル） 1 枚につき 1 5 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に収集がなされた一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、し尿の収集、運搬及び処分に係る手数料を次のとおり改定すること。

種別	取扱区分	手 数 料	
		現 行	改正後
し尿	(1) 従量制	18リットルにつき 210円 (18リットル未満は18リットルとみなす。)	1リットルにつき 15円

- 2 不燃物の指定ごみ袋として小型15リットル（1枚につき15円）を設けること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成26年7月1日から施行すること。